

重度心身障がい者及び ひとり親家庭等医療給付事業に係る 請求事務取扱手数料について

平成26年4月1日から、消費税法による消費税及び地方税法の税率が変更されることに伴い、当会と北海道保健福祉部との協定に基づき実施している標記事業の請求事務取扱手数料が、次のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

請求事務取扱手数料の額

	現行単価	新単価	備 考
請求事務取扱手数料 (医療費1件当たり)	210円	216円	平成26年3月診療以降の医療費請求分から適用する

参考

	現 行	平成26年4月1日
消費税率	4%	6.3%
地方消費税率	1%	1.7%
合 計	5%	8%